

- 札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の（1月当たりの賃借料）に借入月数（48月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成16年5月28日

有明海自動車航送船組合

管理者 長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船事業の平成15年度下半期（平成15年10月1日から平成16年3月31日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数226,177台、車両収入524,974,980円、同乗旅客数305,632人、同乗旅客収入97,312,370円、一般旅客数42,100人、一般旅客収入14,749,450円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数615台（0.3%）の増、車両収入1,977,610円（0.4%）の増、同乗旅客数4,003人（1.3%）の減、同乗旅客収入2,129,740円（2.1%）の減、一般旅客数334人（0.8%）の減、一般旅客収入154,240円（1.0%）の減となる。

(2) 職員数（平成16年3月31日現在）

| | |
|------|-----|
| 一般職員 | 24人 |
| 船舶職員 | 56人 |
| 合 計 | 80人 |

(3) 条例、規則の制定改廃

ア 条例

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年組合条例第1号）

イ 規則

(ア) 平成15年改正条例附則第2項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替等に関する規則（平成15年組合規則第2号）

(イ) 公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（平成16年組合規則第1号）

(ウ) 有明海自動車航送船組合職員等の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成16年組合規則第2号）

(4) 議会議決事項

平成16年2月12日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同